

5 国土強靱化の推進方針

(1) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定める。なお、個別事業一覧については、巻末資料（2）に示す。

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ

1-1：大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

【建設】住宅・建築物の耐震化の促進

- 住宅・建築物の倒壊による多数の人的被害の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を促進する。

【町民保健、介護福祉】医療・社会福祉施設の耐震化の促進

- 建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療・福祉が提供できるよう医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

【建設】交通施設、沿道建築物の耐震化

- 港湾施設や主要道路沿いの建築物の複合的な倒壊により、海上交通及び道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、交通施設、沿道建築物の耐震化を促進する。

【総務、教育振興、支所】防災拠点となる公共施設の耐震化の促進

- 発災後の活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策を推進する。

【企画観光、教育振興、支所】多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

- 不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物について耐震化を促進する。

【総務、教育振興】防災訓練や防災教育等の推進

- 学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防等の関係機関と更に連携を図る。

【建設】造成宅地の防災・減災対策の促進

- 盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を促進する。

【総務】避難所における避難生活の環境改善に資する取組促進

- 避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を促進する。

【総務】自主防災組織等や消防・防災体制の充実強化

- 自主防災組織等の活性化や地域防災の要である消防団に対して、消防施設、消防車両、消防資機材や装備などの適正配備に取り組むとともに、新規団員の加入促進を行い、団員数を確保する。また、各関係機関との訓練を行い、災害時の連携強化に取り組むことにより、地域防災力の向上を図る。

【企画観光、総務、デジタル推進】地域コミュニティの活性化

- 地域や町民団体が主体となって行う地域活性化の活動を支援し、デジタル化による省力化・効率化や、防災力の強化を含む地域コミュニティの維持・充実を図る。また、地域課題解決を図るため、地域づくりに意欲ある人材を育成、その活動を支援し、コミュニティビジネスの創出を推進する。

【建設】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化（大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策）

- 緊急輸送道路のうち、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の耐震化を推進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

- 公営住宅耐震化 100% (R11)
- 公営住宅の長寿命化・老朽更新 100% (R11)
- 防災出前講座（自治会） 12回/年 (R2) →10回/年 (R12)
- 総合防災訓練 1回/年 (R7) →継続
- 防災図上訓練 1回/年 (R7) →継続
- 各種防災訓練（火災訓練を除く） 2回/年 (R2) →継続
- 消防団員数 206人 (R5) →200人 (R11)
- 自主防災組織数の維持 117組織 (R5) →継続 (R11)
- 地区防災計画の作成率 0% (R5) →50% (R11)
- 自治会支援制度におけるデジタル機器の補助申請件数 2件 (R5) →延べ60件 (R11)
- 自治会支援制度におけるデジタル推進の活用実績数 4件 (R5) →延べ28件 (R11)
- まちづくり等に取り組む団体数 延べ6団体 (R6) →継続 (R11)

1-2：地震に伴う住宅密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生**【総務】消防団や自主防災組織等の充実強化**

- 大規模災害が発生した場合、公助の手が回らないことが想定されるため、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企

業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。また、自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

【総務】火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等、電気火災対策の推進

- 火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等を通じ防火対策を推進する。

【町民保健、総務】救助活動能力（体制、装備資機材）の充実向上

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する。

【企画観光、総務、デジタル推進】地域コミュニティの活性化（再掲）

- 地域や町民団体が主体となって行う地域活性化の活動を支援し、デジタル化による省力化・効率化や、防災力の強化を含む地域コミュニティの維持・充実に努める。また、地域課題解決を図るため、地域づくりに意欲ある人材を育成、その活動を支援し、コミュニティビジネスの創出を推進する。

【建設】住宅・建築物の耐震化の促進（再掲）

- 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

消防団充足率 75%（R2）→80%（R11）

消防団員数 206人（R5）→200人（R11）（再掲）

自主防災組織数の維持 117組織（R5）→継続（R11）（再掲）

地区防災計画の作成率 0%（R5）→50%（R11）（再掲）

自治会支援制度におけるデジタル機器の補助申請件数 2件（R5）→延べ60件（R11）（再掲）

自治会支援制度におけるデジタル推進の活用実績数 4件（R5）→延べ28件（R11）（再掲）

まちづくり等に取り組む団体数 延べ6団体（R6）→継続（R11）（再掲）

1-3：広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【総務、建設、教育振興】避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等

- 避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等の取り組みを推進し、関係機関が連携して大規模な災害発生時の対応策について検討する。

【建設】 海岸堤防等の老朽化対策の推進

- 大規模地震等が発生した際、海岸堤防等が倒壊する等により大規模な浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設機能の調査、長寿命化を図りつつ、国、県の老朽化対策について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】 地域高規格道路等の整備推進

- 災害時の緊急輸送を確保する地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道の着実な整備促進の取り組みを推進する。

【建設】 道路の防災対策の推進

- 道路施設が被災すると、避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、国道・県道に加え、町道についても地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波への対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

【経済】 海岸防災林の整備

- 津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

【建設】 水門、樋門等の操作等

- 津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

【総務】 津波避難計画の周知及び適切な見直し

- 津波避難困難地域の抽出や津波避難タワー等の建設によるその解消等、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する取り組みを推進する。

【建設、経済】 浸食海岸における現状の汀線防護の整備

- 海岸管理者が管理する海岸で、高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域の堤防・護岸・離岸堤・突堤の海岸保全施設の新設または改良について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【総務】 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び計画に基づく地震・津波対策を促進する。併せて、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更等を踏まえた見直し等を進める。

【総務】 津波ハザードマップの作成

- 円滑な警戒避難体制の構築を図るために、津波ハザードマップの作成など、ソフト対策を推

進する。

【総務、企画観光】外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取り組みの促進

- 外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や、外国人に対する地域コミュニティへの参加促進、災害や避難に関する知識の普及などを促進する。

【総務、教育振興】防災訓練や防災教育等の推進（再掲）

- 学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防等の関係機関と更に連携を図る。

【企画観光、総務、デジタル推進】地域コミュニティの活性化（再掲）

- 地域や町民団体が主体となって行う地域活性化の活動を支援し、デジタル化による省力化・効率化や、防災力の強化を含む地域コミュニティの維持・充実を図る。また、地域課題解決を図るため、地域づくりに意欲ある人材を育成、その活動を支援し、コミュニティビジネスの創出を推進する。

【総務】地区防災計画の作成促進

- 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が町と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

【総務、介護福祉】個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取り組みの促進

- 個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取り組み等の促進を図る。

【総務】防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握

- 被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制整備を推進する。

【建設】河川堤防等の地震・津波対策の推進

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備促進について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設、経済】海岸保全施設の整備（高潮対策、侵食対策）

- 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を関係機関と連携して取り組む。

【総務】高潮ハザードマップの作成

- 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進める。豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成を進める。

【総務】津波災害警戒区域の指定

- 津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める。南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえて地震・津波対策を着実に講じる。

◆ 重要業績指標（KPI）

健全であるトンネル・ロックシェッドの割合 45%（R7）→100%（R12）

健全である橋梁の割合（判定Ⅰ・Ⅱの橋梁の割合） 98%（R7）→100%（R12）

学校施設 100%（R2）→100%（R12）

社会体育施設 50%（R2）→75%（R12）

社会教育施設（旧学校） 94%（R2）→100%（R12）

指定避難所の追加確保 22箇所（R2）→40箇所（R12）

指定緊急避難場所の追加確保 38箇所（R2）→50箇所（R12）

南海トラフ地震対策推進計画、津波避難計画の策定 未策定（R2）→策定（R12）

自治会支援制度におけるデジタル機器の補助申請件数 2件（R5）→延べ60件（R11）（再掲）

自治会支援制度におけるデジタル推進の活用実績数 4件（R5）→延べ28件（R11）（再掲）

まちづくり等に取り組む団体数 延べ6団体（R6）→継続（R11）（再掲）

1-4：突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な住宅密集地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【建設】河川改修等の治水対策の推進

- 過去に大きな浸水被害が発生した雄川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取り組みについて、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を推進する。

【総務、建設】防災情報の高度化、地域水防力の強化

- 大規模水害を未然に防ぐため、防災情報の高度化、地域水防力の強化、洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

【総務】雨量や河川水位などの防災情報の提供

- 浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある。県の河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供されていることの一層の周知を図るとともに、避難に関する指示等の判断への、より一層の活用に努め、地域防災力の強化を図っていく。

【建設】河川管理施設の老朽化対策の推進

- 河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、河川管理施設の予防保全対策等を適切に整備・維持管理・更新する取り組みを推進する。

【総務】水位周知河川（雄川）におけるタイムラインの策定

- 災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画（タイムライン）の策定を進める。

【建設】内水対策にかかる人材育成

- 広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定される。内水対策について、より迅速な対応を行うため、支所所管部署の人材育成を推進する。

【建設】農業用ため池の防災・減災対策の推進

- 決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する。

【建設】農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進

- 農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する。

【関係課】気候変動適応策の推進

- 気候変動及びその影響・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行うとともに、住民・事業者への気候変動に関する情報提供と適応策の普及啓発を促進する。

【総務】地区防災計画の作成促進（再掲）

- 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が町と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

【企画観光、総務、デジタル推進】地域コミュニティの活性化（再掲）

- 地域や町民団体が主体となって行う地域活性化の活動を支援し、デジタル化による省力化・効率化や、防災力の強化を含む地域コミュニティの維持・充実を図る。また、地域課題解決を図るため、地域づくりに意欲ある人材を育成、その活動を支援し、コミュニティビジネスの創出を推進する。

【建設】河川堤防等の強靱化対策の推進

- 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備促進について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【総務】洪水ハザードマップの作成支援

- 多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する。

【建設、総務】流域治水の推進

- 気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取り組みを推進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

情報基盤整備（光ファイバ整備率） 95%（R7）→100%（R12）

消防団員数 206人（R5）→200人（R11）（再掲）

自主防災組織数の維持 117組織（R5）→継続（R11）（再掲）

地区防災計画の作成率 0%（R5）→50%（R11）（再掲）

自治会支援制度におけるデジタル機器の補助申請件数 2件（R5）→延べ60件（R11）（再掲）

自治会支援制度におけるデジタル推進の活用実績数 4件（R5）→延べ28件（R11）（再掲）

まちづくり等に取り組む団体数 延べ6団体（R6）→継続（R11）（再掲）

1-5：大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生**【経済】治山事業の推進**

- 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により治山施設や森林の整備を推進する。

【建設】土砂災害対策の推進

- 町民の生命・財産を守るため、町内の土砂災害の危険がある箇所での砂防関係施設が未整備な場所や、劣化・老朽化が著しい砂防関係施設の計画的な整備及び劣化・老朽化施設の管理・更新を関係部局と連携して取り組み、土砂災害に対する安全性の向上を図る。

【建設】崖地等に近接する危険住宅の移転促進

- 崖地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。

【建設】土砂災害防止施設整備の推進

- 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する。

【経済】適切な森林整備の推進

- 適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

【総務】防災気象情報の利活用の促進

- 防災気象情報の的確な情報伝達や利活用方法等について引き続き取り組む。

【建設】土砂・洪水氾濫対策の推進

- 将来見込まれる気候変動を踏まえて、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を推進する。

【建設】砂防設備等の老朽化対策の推進

- 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、トータルコストの縮減、費用の平準化の観点から、予防保全型の維持管理を推進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

公営住宅耐震化 100%（R11）（再掲）

公営住宅の長寿命化・老朽更新 100%（R11）（再掲）

1-6：火山噴火や火山噴出物の流動等による多数の死傷者の発生

【総務、建設】土砂災害対策の推進

- 火山噴火や火山噴出物の流出に伴う土砂災害の被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト両面から対策を講ずる。

【総務】火山噴火や避難に関する情報伝達の推進

- 火山噴火や避難に関する情報は、地域住民のみならず、観光客や外国人等が理解しやすいよう、発信する内容、手段等を工夫するほか、情報通信技術の活用等を通じて、迅速かつ的確に伝えられるようにする。

事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1：救助・救急、医療活動等の絶対的不足

【建設】地域高規格道路等の整備推進（再掲）

- 災害時の緊急輸送を確保する地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道の着実な整備促進の取り組みを推進する。

【建設】道路の防災対策の推進（再掲）

- 道路施設が被災すると、避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、国道・県道に加え、町道についても地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波への対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

【建設、経済】港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの人員・資機材等の輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路・港湾等の整備を進めるなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【関係課】災害時に防災拠点となる施設等の耐震対策

- 災害時に防災拠点となる庁舎、支所、避難所等について耐震化を進め、被災による行政機能の低下を招かないようにする。

【総務】自主防災組織等や消防団の充実強化

- 大規模災害が発生した場合、公助の手が回らないことが想定されるため、自主防災組織等や消防団の充実・強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。また、自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

【総務】災害派遣各種機関の受入体制の整備

- 大規模災害が発生した場合、自衛隊等の各種災害対応機関の受援体制が整っていないことにより、救助・救急、医療活動等が円滑に実施できないおそれがあるため、受援計画に示した各種機関の活動拠点を確保する等の受入体制を構築する。

【総務、町民保健】医療救護活動の体制整備

- 町内には災害時緊急医療に対応できる緊急医療機関がなく、大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生しても対応できないおそれがあるため、臨時救護所の開設に必要な施設、

資機材及び運営要員を確保する。また、重傷者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の医療搬送拠点を整備する。

【総務】消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化

- 地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化するとともに、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

【総務、建設】消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保

- 消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

【総務】災害対応業務の標準化・共有化

- 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取り組みを進める。

【総務】防災関係機関等と連携した防災訓練の実施

- 消防等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を引き続き実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る。

【総務、介護福祉】個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取り組みの促進（再掲）

- 個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取り組み等の促進を図る。

【建設】住宅・建築物の耐震化の促進（再掲）

- 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

社会体育施設 50%（R2）→75%（R12）（再掲）

社会教育施設（旧学校） 94%（R2）→100%（R12）（再掲）

消防団充足率 75%（R2）→80%（R11）（再掲）

健全であるトンネル・ロックシェットの割合 45%（R7）→100%（R12）（再掲）

健全である橋梁の割合（判定Ⅰ・Ⅱの橋梁の割合） 98%（R7）→100%（R12）（再掲）

消防団員数 206人（R5）→200人（R11）（再掲）

自主防災組織数の維持 117組織（R5）→継続（R11）（再掲）

地区防災計画の作成率 0%（R5）→50%（R11）（再掲）

2-2：医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【建設】地域高規格道路等の整備推進（再掲）

- 災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道の着実な整備を促進する。

【建設、経済】港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化（再掲）

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【町民保健】医療搬送拠点の整備

- 災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備することを推進する。

【町民保健、関係課】災害拠点病院の施設等の整備

- 災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

【町民保健、関係課】災害時の医療機関の対応マニュアルの作成

- 災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する。

【町民保健、関係課】広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

- 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報について集約・提供可能なEMISを活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を促進する。

【町民保健、関係課】災害医療コーディネート体制の整備

- 災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について整備を進める。

【町民保健、関係課】災害応急医療マニュアルの見直し

- 大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について、随時内容の見直しを行うことを推進する。

【町民保健、関係課】医療救護活動の体制整備

- 大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保を推進する。このため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護所等における医療救護活動等の体制整備を図ることを推進する。必要に応じ協定内容の

見直しを行うなど、引き続き医療救護活動等の体制整備に努める。

【建設】住宅・建築物の耐震化の促進（再掲）

- 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

【建設】災害拠点病院等への緊急輸送道路の確保

- DMAT等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。

【建設】災害に備えた道路啓開体制の強化

- 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

【建設】河川堤防等の地震・津波対策の推進（再掲）

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設、経済】海岸保全施設の整備（高潮対策、侵食対策）（再掲）

- 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める。

【建設】海岸堤防等の老朽化対策の推進（再掲）

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっているため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ、計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う。

【建設】河川堤防等の強靱化対策の推進（再掲）

- 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】河川管理施設の老朽化対策の推進（再掲）

- 河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管

理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する取り組みを推進する。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

◆ 重要業績指標（KPI）

災害拠点病院の耐震化率 100%（R6）→100%（R11）

DMAT数 27チーム（R5）→51チーム（R11）

高規格道路等供用延長及び供用率

高規格幹線道路 L=210.5km、85%（R6）→L=218.3km、88%（R11）

高規格道路 L=112.5km、62%（R6）→L=119.9km、66%（R11）

住宅の耐震化率 82%（R5）→概ね解消（R12）

多数の者が利用する建築物の耐震化率 92%（R5）→概ね解消（R12）

県管理河川の整備率 55.3%（R5）→57.5%（R11）

海岸保全施設（高潮対策）の整備率（延長ベース） 23%（R5）→100%（R11）

海岸保全施設（侵食対策）の整備率（延長ベース） 24%（R5）→81%（R11）

2-3：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【総務、教育振興、支所】防災拠点となる公共施設の耐震化の促進（再掲）

- 発災後の活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

【総務、支所】電力供給遮断時の代替電力確保

- 停電等の非常時に、避難住民の生活等及び災害応急対策の指揮、情報伝達等に必要な電力を確保するため、対策本部の代替施設、各種機関の活動拠点となる公共施設及び避難所の非常用電力を確保する。

【総務、教育振興、建設】指定避難所の老朽化対策

- 避難所として指定している町有施設の老朽化が著しく、一部施設は耐震基準に適合していないため、施設の改修・補強及び非常用発電機、空調設備等の整備を促進し、避難所環境を改善する。

【総務】避難所の追加確保

- 感染症の感染防止対策として「密集」「密接」「密閉」を回避するには、既存の避難所だけでは収容できないことが想定される。また、感染症等を疑われる避難者と他の避難者が同一空間に居住することで、感染のクラスターが発生するおそれがあるため、避難所を追加確保する。

【町民保健、介護福祉】医療・社会福祉施設の耐震化の促進（再掲）

- 建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

【介護福祉、総務】避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保

- 各地域においては、地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、その内容を踏まえた運営体制を整備する。

【建設】応急給水体制の整備

- 災害時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

【介護福祉】社会福祉施設の防災対策整備

- 大規模災害発生時、自力避難が困難な要配慮者が利用している施設において、停電・断水等が発生すると、施設利用者の安全確保及び健康管理が困難となることが想定されるため、利用者の安全を確保し、安心して過ごせる居住環境を確保するとともに、災害時の福祉避難所として機能するよう施設及び設備の防災対策を推進する。

【介護福祉】災害時の社会福祉施設の業務継続計画（BCP）の作成

- 災害発生時でも必要なサービスが継続できる体制を構築するため、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の作成を促進する。

【総務】地区防災計画の作成促進（再掲）

- 地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

【総務、デジタル推進】被災者台帳作成の事前準備の促進

- 大規模災害時においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

【介護福祉】福祉避難所及びその運営体制の確保

- 一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制の確保を促進する。

【総務】指定避難所及び各家庭等における備蓄の整備促進

- 指定避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が

長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

- 災害の発生に備えた自助の取り組みとして、各家庭や集合住宅単位でも、食料や飲料水など必要な物資を備蓄するとともに、ラジオなど防災に関する情報を収集する手段を確保するよう、防災啓発に努める。

【建設】住宅・建築物の耐震化の促進（再掲）

- 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

社会体育施設 50%（R2）→75%（R12）（再掲）

指定避難所の追加確保 22箇所（R2）→40箇所（R12）（再掲）

避難所用インバーター発電機 25台（R2）→40台（R12）

消防団活動用発動発電機 17台（R2）→継続

活動拠点公共施設用非常用発電機 2箇所（R2）→8箇所（R12）

避難所運営マニュアルの策定、見直し 未策定（R2）→策定（R12）

2-4：被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【建設】水道施設の耐震化等の推進

- 災害時に水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する。

【建設】物資輸送ルートの確保

- 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期間停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する。

【建設、経済】港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化（再掲）

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】地域高規格道路等の整備推進（再掲）

- 災害時の緊急輸送を確保する地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダン

シーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道の着実な整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】道路の防災対策の推進（再掲）

- 道路施設が被災すると、避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、国道・県道に加え町道についても地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波への対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

【建設】応急給水体制の整備（再掲）

- 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

【総務】備蓄物資の供給体制等の強化

- 備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取り組みを進める。

【町民保健】輸血用血液製剤の確保

- 大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがある。このため、血液製剤が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

【町民保健、関係課】災害拠点病院の施設等の整備（再掲）

- 災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

【総務】受援計画の策定等及び国の「新物資システム（B-Pl0）」の操作方法等の習熟

- 被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。また、国の「新物資システム（B-Pl0）」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

【総務】LPガス・関連機器の普及

- 災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

【建設】災害に備えた道路啓開体制の強化（再掲）

- 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保するこ

とで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

◆ 重要業績指標（KPI）

健全であるトンネル・ロックシェットの割合 45%（R7）→100%（R12）（再掲）

健全である橋梁の割合（判定Ⅰ・Ⅱの橋梁の割合） 98%（R7）→100%（R12）（再掲）

水道施設の耐震化率 10%（R7）→15%（R12）

2-5：想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

【総務】一時滞在施設の確保

- 帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

2-6：多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【建設】地域高規格道路等の整備推進（再掲）

- 災害時の緊急輸送を確保する地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道の着実な整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】道路の防災対策の推進（再掲）

- 道路施設が被災すると、避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、国道・県道に加え、町道についても地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波への対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

【建設、経済】港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化（再掲）

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるように、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路・港湾等の整備を進めるなど、港湾施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【総務】行政機関の機能低下の防止

- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、防災拠点施設の耐震化等の対策を推進するとともに、BCPに基づく業務継続体制の構築を図る。

【建設】孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進

- 孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所への法面対策や橋梁の耐震対策などを着実に実行し、災害に強い道路づくりを推進する。

【経済】治山事業の推進（再掲）

- 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

【総務】防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握（再掲）

- 被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制整備を推進する。

【総務】通信手段の早期復旧及び多重化

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。

【経済、建設、総務】救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保

- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取り組みを図る。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。

【建設】災害に備えた道路啓開体制の強化（再掲）

- 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

【経済、建設、総務】孤立集落対策のための緊急輸送道路等の確保

- 孤立集落対策として、道路の無電柱化、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。

【建設】河川堤防等の地震・津波対策の推進（再掲）

- 大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設、経済】海岸保全施設の整備（高潮対策、侵食対策）（再掲）

- 大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める。

【建設】 海岸堤防等の老朽化対策の推進 (再掲)

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う。

【建設】 河川改修等の治水対策の推進 (再掲)

- 過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取り組みについて、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める。

【建設】 河川堤防等の強靱化対策の推進 (再掲)

- 河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】 河川管理施設の老朽化対策の推進 (再掲)

- 河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する取り組みを推進する。なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

◆ 重要業績指標 (KPI)

健全であるトンネル・ロックシェッドの割合 45% (R7) →100% (R12) (再掲)

健全である橋梁の割合 (判定Ⅰ・Ⅱの橋梁の割合) 98% (R7) →100% (R12) (再掲)

2-7: 大規模な自然災害と感染症等の同時発生**【町民保健】 感染症の発生・まん延防止**

- 浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがあるため、感染症の発生予防、まん延防止のための消毒作業等について保健所と連携した取り組みに努める。

【支所】 下水道 BCP の策定及び充実

- 下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

【総務】避難所の追加確保（再掲）

- 感染症の感染防止対策として「密集」「密接」「密閉」を回避するには、既存の避難所だけでは収容できないことが想定される。また、感染症等を疑われる避難者と他の避難者が同一空間に居住することで、感染のクラスターが発生するおそれがあるため、避難所を追加確保する。

【町民保健】予防接種の推進及びワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握

- 災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。

【支所】下水道施設の耐震化等の推進

- 液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、または地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する。

【建設】住宅・建築物の耐震化の促進（再掲）

- 市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

指定避難所の追加確保 22箇所（R2）→40箇所（R12）（再掲）

事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1：町内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【関係課】公共施設等の耐震化の促進

- 活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

【総務、建設】電力供給遮断時の電力確保

- 停電等の非常時に、避難住民の生活等及び防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達等に必要な電力を確保するため、対策本部の代替施設、各種機関の活動拠点となる公共施設及び避難所の非常用電力を確保する。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

【総務】BCPの見直し等

- 業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取り組みを進める。

【総務】 受援計画の見直し及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保

- 被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的・物的支援の受入体制を整備した受援計画の内容の見直し及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、受援体制の実効性を確保する。

【総務】 自主防災組織等や消防団の充実強化 （再掲）

- 自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

【企画観光、総務、デジタル推進】 地域コミュニティの活性化 （再掲）

- 地域や町民団体が主体となって行う地域活性化の活動を支援し、デジタル化による省力化・効率化や、防災力の強化を含む地域コミュニティの維持・充実を図る。また、地域課題解決を図るため、地域づくりに意欲ある人材を育成、その活動を支援し、コミュニティビジネスの創出を推進する。

【総務、デジタル推進】 被災者台帳作成の事前準備の促進 （再掲）

- 大規模災害時においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

社会体育施設 50%（R2）→75%（R12）（再掲）

社会教育施設（旧学校） 94%（R2）→100%（R12）（再掲）

避難所用インバーター発電機 25台（R2）→40台（R12）（再掲）

活動拠点公共施設用非常用発電機 2箇所（R2）→8箇所（R12）（再掲）

BCP・受援計画の見直し、実行力向上 策定済（R7）→見直し（R12）

消防団員数 206人（R5）→200人（R11）（再掲）

自主防災組織数の維持 117組織（R5）→継続（R11）（再掲）

地区防災計画の作成率 0%（R5）→50%（R11）（再掲）

自治会支援制度におけるデジタル機器の補助申請件数 2件（R5）→延べ60件（R11）（再掲）

自治会支援制度におけるデジタル推進の活用実績数 4件（R5）→延べ28件（R11）（再掲）

まちづくり等に取り組む団体数 延べ6団体（R6）→継続（R11）（再掲）

事前に備えるべき目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1：サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による企業活動等の停滞

【建設】食料等の物資供給のための交通ネットワークの確保

- 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定されるため、交通ネットワークの確保を推進する。

【建設、経済】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を緑地・臨港道路・背後道路等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】地域高規格道路等の整備推進（再掲）

- 災害時の緊急輸送を確保する地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道及び指定された避難道路の整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】道路の防災対策の推進（再掲）

- 道路施設が被災すると、サプライチェーンの維持に障害が及ぶことが想定されるため、国道・県道に加え、町道についても地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波への対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

【企画観光】企業におけるBCP策定等の支援

- 町内の中小企業・小規模事業者に対して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不足の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築についても、商工会を基本とする取り組みを推進する。

【企画観光】企業の防災対策関連施設等の整備の支援

- 大規模災害が発生した場合、施設の被害や従業員の被災、サプライチェーンの寸断等のため、生産活動が麻痺し経済活動が停滞するおそれがあるため、町内の企業自らが災害時に事業を継続させるために必要なBCP策定を支援するとともに、BCP対策を促進し、企業活動を維持するための雇用機会の確保を図るため、企業が行う防災関連施設・設備の整備を支援する。

【企画観光、デジタル推進】町内事業所の人材確保支援とDX推進

- 町内事業者の人材確保、DXによる業務効率化・生産性向上、新事業分野への進出や事業拡大に向けた取り組みを支援する。

◆ 重要業績指標 (KPI)

健全であるトンネル・ロックシェッドの割合 45% (R7) →100% (R12) (再掲)

健全である橋梁の割合 (判定Ⅰ・Ⅱの橋梁の割合) 98% (R7) →100% (R12) (再掲)

4-2: 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・地域経済活動への甚大な影響

【経済】 漁業活動の確保

- 大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に影響を及ぼすことが想定されるため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性を確保する必要がある。現状の施設機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取り組みを充実する。

【建設】 食料等の物資供給のための交通ネットワークの確保 (再掲)

- 大規模災害が発生し、交通網が被災すると、サプライチェーンが寸断され、食料の安定供給が停滞することが想定されるため、交通ネットワークの確保を推進する。

【建設・経済】 港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化 (再掲)

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路・背後道路等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】 地域高規格道路等の整備推進 (再掲)

- 災害時の緊急輸送を確保する地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道及び指定された避難道路の整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】 道路の防災対策の推進 (再掲)

- 道路施設が被災すると、食料の安定供給が停滞することが想定されるため、国道・県道に加え、町道についても地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波への防災対策を着実に推進する。

【総務】 備蓄物資の供給体制等の強化 (再掲)

- 備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、県及び関係機関との連携や調整などを強化する。

【総務】 受援計画の策定等及び国の「新物資システム (B-Pl0)」の操作方法等の習熟 (再掲)

- 被災時の物資供給について、国や、県や町内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。また、国の「新物資システム (B-Pl0)」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

【建設】 農道・農道橋の防災・減災対策の推進

- 農道・農道橋の劣化が進行しているため、長寿命化対策に着手する。また、被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

【建設】 農業用ため池の防災・減災対策の推進 (再掲)

- ため池等の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

【建設】 農業農村整備に係る防災・減災対策の促進

- 農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

◆ 重要業績指標 (KPI)

健全であるトンネル・ロックシェットの割合 45% (R7) →100% (R12) (再掲)

健全である橋梁の割合 (判定 I・IIの橋梁の割合) 98% (R7) →100% (R12) (再掲)

BCP・受援計画の見直し、実行力向上 策定済 (R7) →見直し (R12) (再掲)

4-3: 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【建設】 水道施設の耐震化等の推進 (再掲)

- 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する。

【建設】 応急給水体制の整備 (再掲)

- 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

【建設】 水道事業の広域連携の推進

- 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、「鹿児島県水道広域化推進プラン」に基づく取り組みの中で、危機管理

体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく。

◆ **重要業績指標（KPI）**

水道施設の耐震化率 10%（R7）→15%（R12）（再掲）

4-4：農地・森林等の被害に伴う町内の荒廃・多面的機能の低下

【経済】適切な森林整備の推進（再掲）

- 適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

【建設】農地浸食防止対策の推進

- 豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家への土砂流入等の被害が想定されるため、農地浸食防災対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

【経済】治山事業の推進（再掲）

- 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

【経済】鳥獣被害防止対策の推進

- 野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退を招き、荒廃農地の要因となる。関係機関と連携し鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取り組みを、総合的かつ一体的に推進する。

【経済】鳥獣被害対策の強化

- 鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

【経済】林業就業者の確保

- 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を図る。

【企画観光】自然公園等施設の老朽化対策等

- 自然公園において、災害時の利用者の避難経路の確保等が課題となっているため、老朽化した登山道の補修等を推進する。

【経済】海岸防災林の整備（再掲）

- 津波の襲来により海岸後背地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

【町民保健・経済】災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進

- 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下が起こり得ることから、回収・処理等を実施する。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる。

【経済】農村集落機能の維持

- 農村において集落機能を維持するために、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

有害鳥獣捕獲頭数 1,021頭（R7）→1,730頭（R12）

事前に備えるべき目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1：テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【総務、デジタル推進】情報通信機能の対災害性の強化

- 震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水想定地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした対災害性を有する情報通信機能（電話通信、専用通信、非常無線通信・電話、衛星通信、防災行政無線）の強化を図る。

【総務、企画観光、デジタル推進】災害に強い放送ネットワーク、情報通信基盤の整備

- 災害の影響で公共放送用施設が機能停止する等により必要な情報を住民に提供できなくなり、避難行動等の遅れが生じる可能性があるため、インターネットや臨時FM放送局の設置等の多様な情報収集・伝達手段を確保していく。

【総務、企画観光、デジタル推進】住民への災害情報提供

- 既存の防災行政無線による住民への災害情報提供のみでは、十分な情報の提供ができない可能性があるため、災害時に支障を来さないよう多様な情報伝達手段を確保する等の対策を実施する。

【企画観光】観光地域づくりと誘客に向けた基盤整備

- 観光地域づくりのプラットフォームとなる南大隅町観光協会や関係団体の取り組みを強化

し、観光受入体制を整備するとともに、旅行者が本町で快適に過ごせるための基盤整備を行う。

【デジタル推進】携帯の不感地域の解消

- 基地局整備等の支援を促進するとともに、新たな低軌道衛星通信サービス等の利用環境整備を推進する。

【デジタル推進】辺地共聴施設の維持

- 共聴施設の更新等を促進する。

【総務】情報伝達手段の多重化、確実化

- Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線の適切な維持・更新及びデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多重化を図る。また、他の情報システムとの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ確実な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。さらに、旅行者や高齢者・障がい者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

【建設】道路情報提供装置の整備

- 災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。

◆ 重要業績指標（KPI）

無料公衆無線 LAN 設置箇所数 5箇所（R6）→7箇所（R11）

情報基盤整備（光ファイバ整備率） 95%（R7）→100%（R12）（再掲）

ホームページアクセス数 8,000件/月（R7）→10,000件/月（R12）

5-2：電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

【総務、企画観光】防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入

- 災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保するため、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うための再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

5-3：石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

【総務】民間事業者との連携による燃料の確保

- 石油燃料の流通在庫について、石油商業組合等と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。
- LPガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時におけるLPガスの確保を図る。

【建設】燃料輸送対策の推進

- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の災害対策等を着実に進める。

【建設、総務、デジタル推進】スマート保安の普及

- 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

5-4：上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

【建設】水道施設の耐震化等の推進（再掲）

- 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する。

【支所】農業集落排水施設の老朽化対策の推進

- 農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

【町民保健】合併浄化槽への転換促進等

- 大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがあるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に努める。

【町民保健、支所】下水処理・浄化槽施設の対策

- 大規模地震等が発生した場合、下水施設・浄化槽等が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや、疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

【支所】下水道BCPの策定及び充実（再掲）

- 下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、下水道BCPを策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

【建設】水道事業の広域連携の推進（再掲）

- 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、危機管理体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく。

【支所】下水道施設の耐震化等の推進（再掲）

- 液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、または地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

水道施設の耐震化率 10%（R7）→15%（R12）（再掲）

5-5：地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響**【建設】災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保**

- 陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震・津波・水害・土砂災害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する。

【建設】地域高規格道路等の整備推進（再掲）

- 災害時の緊急輸送を確保する地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援助物資の輸送路を確保する観点から、国道・県道及び指定された避難道路の着実な整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【建設】道路の防災対策の推進（再掲）

- 道路施設が被災すると、避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

【建設、経済】港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化（再掲）

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定されるため、海上からの物資輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【企画観光】「道の駅」の防災機能強化の推進

- 災害発生時に地域の防災拠点としての機能を発揮するため、非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災設備の整備を図り、救命・救急活動、物資集配、住民避難、食料供給などの拠点としての機能強化を推進する。

【建設】災害に備えた道路啓開体制の強化（再掲）

- 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

【建設】交通施設、沿道建築物の耐震化（再掲）

- 港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

【建設、総務、デジタル推進】半島地域の災害対策の推進

- 令和6年能登半島地震や、令和6年9月の能登半島豪雨災害で明らかとなった課題に対応し、半島地域の災害対策を充実させることが求められる。国土強靱化基本計画等と連携し、道路、港湾、上下水道、通信基盤等の防災対策を強化するため、半島地域のインフラが優先的に整備されるよう取り組みを推進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

健全であるトンネル・ロックシェッドの割合 45%（R7）→100%（R12）（再掲）

健全である橋梁の割合（判定Ⅰ・Ⅱの橋梁の割合） 98%（R7）→100%（R12）（再掲）

事前に備えるべき目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1：自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【経済】治山事業の推進（再掲）

- 集中豪雨の発生頻度の増加等による林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業による治山施設や森林の整備を推進する。

【企画観光、総務、デジタル推進】地域コミュニティの活性化（再掲）

- 地域や町民団体が主体となって行う地域活性化の活動を支援し、デジタル化による省力化・効率化や、防災力の強化を含む地域コミュニティの維持・充実を図る。

【総務、デジタル推進】被災者台帳作成の事前準備の促進（再掲）

- 大規模災害時においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業

務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

【経済】里山林等の保全管理

- 大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定されるため、防災の観点から森林環境の保全を図る。

【建設、総務】流域治水の推進（再掲）

- 気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取り組みを重点的・集中的に実施する。特に、近年著しい浸水被害が発生した河川等において、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、さらに、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取り組みを推進する。

◆ 重要業績指標（KPI）

自治会支援制度におけるデジタル機器の補助申請件数 2件（R5）→延べ60件（R11）（再掲）
自治会支援制度におけるデジタル推進の活用実績数 4件（R5）→延べ28件（R11）（再掲）

6-2：災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

【建設、企画観光】建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

【総務】災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進

- 過去に発生した大規模災害の教訓や災害経験を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図る。

【介護福祉、総務】ボランティア活動の支援体制の強化

- 避難生活支援として、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修の実施や当該人材と地域・避難所との調整を図る仕組みの構築を検討する。

【総務】災害時初動対応力の強化

- 町においては、専任の防災担当職員が不在または少数であるなど、大規模災害発生時における対応能力に課題もあることから、災害初動対応業務に係る研修や訓練の実施等を通じて、町の災害対応能力の強化を図る。

6-3：災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【町民保健、経済】ストックヤードの確保

- 大規模災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要となることから、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、町内にストックヤードを確保する。

【町民保健】災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結

- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、県が締結する協定に加え、他の自治体及び関連機関等と協力体制についての協定の締結を図り、さらなる協力体制の実効性向上を図る。

【町民保健】災害廃棄物処理計画の策定

- 大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、大量の災害廃棄物が発生することから、町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、広域被災を想定した町災害廃棄物処理計画の策定や人材育成を行うなど、計画の実効性の確保・向上に資する、平時からの取り組みを促進する。

【町民保健】循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進

- 大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定されるため、廃棄物処理施設等の耐震対策等を促進する。

6-4：仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び事業用地の確保が進まず復興が大幅に遅れる事態

【総務、企画観光】応急仮設住宅建設候補地リスト作成

- 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的に情報更新を行う。

【総務】 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

- 大規模災害が発生した場合、住居の被害等により被災者が生活拠点を喪失し、復興が大幅に遅れる事態が想定されるため、災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給できるよう関連する建設団体等との協定締結を推進する。また、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【総務】 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定

- 大規模災害が発生した場合、住居の被害等により被災者が生活拠点を喪失し、復興が大幅に遅れる事態が想定されるため、被災者のための仮設住宅の迅速な確保のために民間賃貸住宅を確保できるよう、関連する不動産団体等との協定締結を推進する。また、災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【総務】 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

- 大規模災害が発生した場合、住居の被害等により被災者が生活拠点を喪失し、復興が大幅に遅れる事態が想定されるため、被災者に民間賃貸住宅を迅速に提供できるよう、関連団体との協定締結を推進する。また、災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【建設】 浸水対策、流域減災対策

- 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する。

【建設】 海岸・河川堤防等の整備

- 広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、浸水対策として海岸・河川堤防等の施設整備について関係機関と連携した取り組みを推進する。

【税務】 地籍調査

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る。

【企画観光】 町内の空き家の実態把握や空き家バンクへの登録促進、改修・整備など

- 町内住宅の取得や環境整備に係る支援、空き家の有効活用等の各種支援や積極的な情報発信を行う。

6-5：地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**【企画観光、総務】 災害時の対応能力向上のためのコミュニティ力強化**

- 災害が発生したときの対応力を向上するため、必要なコミュニティ力を構築する必要があるため、防災マップの周知、防災訓練、防災教育等を通じた地域づくり、及びコミュニティ

力の強化のための取り組みを充実していく。

【教育振興】文化財の保護管理

- 貴重な文化財の喪失等を防ぐため、文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を今後も促進する。

【企画観光】自然環境の魅力向上

- 世界自然遺産の価値である生態系や生物多様性等は、外来種の移入や人為的な影響により、損失するおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、希少種保護対策や外来種対策、利用の適正化、普及啓発などの遺産の価値の維持に係る取り組みを推進する。自然公園利用者に係る災害被害の防止・軽減のためには、老朽化施設の補修等だけでなく、利用ルールの遵守など利用者や地域住民の理解・協力も欠かせないため、自然環境の魅力を高めていくための取り組みを推進する。

6-6：風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【企画観光】商工会と共同で策定する事業継続力強化支援計画の策定

- 商工会と共同で策定する事業継続力強化支援計画の県による認定を受けることで、町内産業の業務継続体制の構築とその体制・取り組みを強化する。

【建設】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

- 災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。

【建設、経済】港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化（再掲）

- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路・背後道路等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化について関係機関と連携した取り組みを推進する。

(2) 重点化する取組事項

- 本計画では、リスクシナリオの中から影響の大きさや緊急度などを鑑み、以下の項目について関連する取り組みの重点化を図り、優先的に取り組みを進めていく。

表 重点化する取組事項 (1-1)・塗り潰し表記)

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) | |
|--|-------------------------|--|
| 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生 |
| | 1-2 | 地震に伴う住宅密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な住宅密集地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) |
| | 1-5 | 大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾濫など) 等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-6 | 火山噴火や火山噴出物の流動等による多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1 | 救助・救急、医療活動等の絶対的不足 |
| | 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
| | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 |
| | 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | 2-7 | 大規模な自然災害と感染症等の同時発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 | 町内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |

| | | |
|--|-----|--|
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない | 4-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による企業活動等の停滞 |
| | 4-2 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・地域経済活動への甚大な影響 |
| | 4-3 | 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| | 4-4 | 農地・森林等の被害に伴う町内の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | 5-2 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 |
| | 5-3 | 石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 |
| | 5-4 | 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 5-5 | 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響 |
| 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |
| | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 |
| | 6-3 | 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-4 | 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び事業用地の確保が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-5 | 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | 6-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 |

6 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進体制

- 計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制に加え、国や県、関係事業者と連携して進めていく必要がある。
- 国土強靱化の観点では、町の各種計画の指針となるものであることから、施策毎の進捗管理について、関係各課との定期的なヒアリングを実施することで、進捗管理を徹底していく。

(2) 計画の見直し

- 本計画については、PDCA サイクルの考え方を通じて、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化、基本計画の変更、県計画の改定等を考慮し、推進すべき施策を中心に適宜適切に、本計画を見直すこととする。

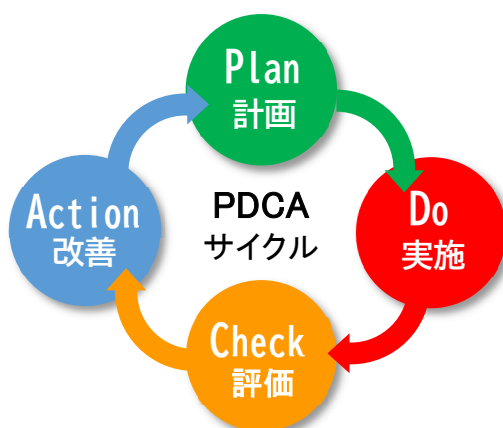


図 PDCA サイクルの考え方